

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『令和6年版 これだけでOK 速攻！年末調整』
(初版 2024年9月10日発行) お詫びと訂正

本書中の記載について訂正いたしますとともに、読者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。
記

P112 上から2行目

(誤) 合計所得金額が 2,000 万円 (正) 合計所得金額が 1,805 万円

P116 様式31 欄外 ㉔-3

等	の積算	同上的	本年甲に遡行する金額	㉔	308,087	
		うち	翌年において還付する金額	㉔①		
	不足額の積算		本年最後の給与から徴収する金額	㉔②		
			翌年に繰り越して徴収する金額	㉔③		
			㉔-2	120,000	㉔-3	259,900
					㉔-4	0

法令太郎の定額減税による特別控除額は、3万円（本人分）+ 3万円×3人（次郎・良子・三郎）=12万円となります。配偶者の合計所得金額は48万円超のため同一生計配偶者（加算対象）には該当しません。

295,900

P117 様式31のポイント 下から3行目、4行目

(誤) 259,900 円 (正) 295,900 円

P124、125、126 源泉徴収票

(誤)

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	80,600 円	旧生命保険料の金額	_____ 円
-------------	-----------	----------	-----------	---------

(正)

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	42,000 円	旧生命保険料の金額	38,600 円
-------------	-----------	----------	-----------	----------

以上